



# 難聴の方へ新たな支援 補聴器の購入費を助成します

今年度より、難聴者補聴器購入費助成事業を開始しました。

対象／市内在住の18歳以上で次のすべてに該当する方

- 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満（身体障害者手帳の交付対象とならない）
- 指定医師が補聴器を装用する必要があると認める
- 市税の滞納がない

助成限度額／4万円

問い合わせ／65歳以上の方＝介護保険課高齢福祉担当（内線2671・FAX541-1328）

18歳～64歳の方＝障がい福祉課自立支援担当（内線2692・FAX541-1328）



## 難聴者補聴器購入費助成事業 記念講演会

### 大切にしたい「きこえ」の話



講師の木場由紀子さん  
(言語聴覚士)

とき／5月15日(月) 14時～15時30分 ところ／市役所本庁舎4階大会議室

対象／市内在住の方

定員／50人程度（先着順）

内容／聴力が低下すると、家族や地域社会とのコミュニケーションが難しくなり、閉じこもり・うつ病・認知症・フレイル（虚弱状態）等になりやすいといわれています。講演では、加齢性難聴を中心に「きこえ」の話をします。難聴について正しく知り、豊かなコミュニケーションのある生活を目指しましょう。（要約筆記あり）

費用／無料

申込み・問い合わせ／4月17日(月)～5月10日(水)までに、電子申請又は電話・FAXで介護保険課高齢福祉担当（内線2671・FAX541-1328）



▲電子申請

## 鴻巣市での新生活を応援します！

### 三世代住宅取得補助金

対象／三世代同居又は近居（市内）のため、住宅を取得（新築・購入）し、令和4年4月1日～令和5年12月31日に市外から転入又は市内転居した方

補助金額／転入＝15万円、転居＝10万円 ※土地区画整理事業（北新宿第二・広田中央）地内＝30万円、三世代全員が転入＝30万円

申込み・問い合わせ／令和6年3月29日(金)までに総合政策課企画担当（内線2238）



▲市HP

### 結婚新生活支援補助金

対象／令和5年3月1日～令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理され、市内在住の39歳以下で、合計所得金額が500万円未満の夫婦

補助上限金額／夫婦共に29歳以下＝60万円。どちらかが30歳以上＝30万円

対象経費／住居の取得・賃貸・リフォーム・引越費用

申込み・問い合わせ／やさしさ支援課（内線3420）



▲市HP

注意事項／予算額に達した場合、終了となります。詳細は市HPをご覧ください

